

普通扶助料を受ける者が妻であって、その扶養遺族である子供が十八才未満のもの、十八才以上二十才未満の不具廃疾のもの、又は二十才以上の不具廃疾で生活資料を得るみちのなしい等の場合、扶助料に加工算措置がとられることとなりました。

右記に該当する方は、直接総理府恩給局(〒一六二、東京都新宿区若松町九五番地)へ請求してください。

○扶助料年額加工算請求について

○平病死に係る遺族年金等の支給について

不具廃疾の程度が、公務傷病にあっては第一款症から第五款症まで、勤務に関連した傷病にあっては、特別項症から第六項症までの障害年金受給者が、当該給付の支給事由である傷病以外の事由により死亡(平病死)した場合に、その遺族に遺族年金等(十万

円)が支給されることになりました。

○夫に係る遺族年金等の支給条件の緩和について

戦没者の遺族が夫の場合、現行の支給条件を撤廃し、六十才以上であれば遺族年金等を受けられることになりました。ただし、戦没者死亡後、再婚した夫は除かれます。

○遺族一時金の支給要件の緩和について

公務傷病に併発した傷病によって死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を、現行四年(結婚、精神病は十二年)に延長されました。

○再婚解消妻に係る再婚解消期限の延長について

戦没者死亡当時における配偶者が、昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月までの間に再婚したものであって昭和二十八年七月三十一日までの間に離婚により当該婚姻を解消したもの、及び当該婚姻の相手方死亡により離婚と重複するべき事情にあるものに遺族年金又は遺族給付金が支給されます。

○戦傷者の妻に対する特別給付金の継続支給について

昭和五十一年十月一日から戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法が次のとおり改

正され、継続支給及び支給範囲拡大等の改善措置が図られました。

一、継続支給

前回の特別給付金国庫債券(号)十年経過しているものを受給した者(時効完成による権利失権者も含む)で、夫である戦傷病者が昭和五十一年十月一日において、五款症以上の傷病恩給等を受給している者の妻に、三十万円又は十五万円が支給されます。

二、支給対象範囲の拡大

(1) 昭和三十八年四月二日以後戦傷病者と婚姻した妻、及び同日以後傷病恩給を初めて受給することとなった者の妻であって、昭和四十八年四月一日において、五款症以上の傷病恩給を受給している戦傷病者の妻に、十万円又は五十万円の国債が支給されます。

(2) 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間(満洲事変以後日華事変前)に公務上の傷病にかかり、第五款症以上の不具廃疾となったことにより、昭和四十八年四月一日において、第五款症以上の傷病恩給を受給している旧軍人の妻に、三十万円又は十五万円の国債が支給されます。

○戦没者等の妻に対する特別給付金について

(1) 戦傷病者の妻から戦没者の妻への移行

戦傷病者の妻として前回の特別給付金(い号国債十万円)を受ける権利を取得した者であって、昭和四十八年十月一日前に夫である戦傷病者が死亡したことに伴い、公務扶助料、遺族年金等の受給権を昭和五十一年十月一日において取得した妻に、戦没者の特別給付金として六十万円が支給されます。

(2) 昭和五十一年度戦没妻特給の継続支給について

前回の戦没者特別給付金(ろ号国債二十万円)を受けた者にかかる国債の償還が、本年十月三十一日に完了する者に引続き六十万円が支給されます。

九月二十日

九時～十二時

矢代田の一部

高ヶ沢

十三時三十分～

十六時三十分

矢代田の一部

金山

(東北電力新津営業所)



恩給法が改正になりました

援護法が改正になりました

今国会で、恩給法並びに援護法が次のように改正になりましたので、お知らせします

恩給法

○傷病者遺族特別年金の支給について

昭和二十九年四月一日以降に傷病年金受給者(第一款から第四款症)並びに特別傷病恩給の受給者で、特別項症から第一款症までの方が平病死をされ、その遺族の方が扶助料を受給していない場合に、十万円の年金が支給されることになりました。

○旧満洲農産物検査所職員であつた方へ

旧軍人等の在職年と旧満洲農産物検査所在職年数を通算する措置がとられることとなり、通算して普通恩給に該当する方は、新潟県民生部援護課(〒九五一新潟市学校町通一番町)へご相談ください。

○一時恩給(一時扶助料)の請求はお済みですか

昭和五十一年の法律改正で、引き続く(連続)實在職年が三年以上七年末満の兵の階級であつた者にも、一時恩給が支給されることになりました。まだ請求をされていない方は早めに請求してください。

二、支給対象範囲の拡大

(1) 昭和三十八年四月二日以後戦傷病者と婚姻した妻、及び同日以後傷病恩給を初めて受給することとなった者の妻であって、昭和四十八年四月一日において、五款症以上の傷病恩給を受給している戦傷病者の妻に、十万円又は五十万円の国債が支給されます。

(2) 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間(満洲事変以後日華事変前)に公務上の傷病にかかり、第五款症以上の不具廃疾となったことにより、昭和四十八年四月一日において、第五款症以上の傷病恩給を受給している旧軍人の妻に、三十万円又は十五万円の国債が支給されます。

○戦没者等の妻に対する特別給付金について

献血車『ゆうあい号』がきます

とき 9月16日(木)

ところ 役場前

AM 10:00~12:00

星野ケース工業(株)前

PM 1:00~3:00

※請求手続き等は、町民生活課福祉係へ

停電のお知らせ

次の日程で作業停電を実施しますので、ご不便をおかけいたしますが、ご協力お願いします。

九月二十日

九時～十二時

矢代田の一部

高ヶ沢

十三時三十分～

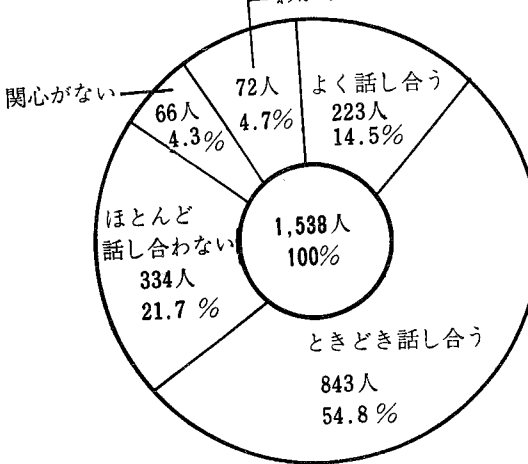
十六時三十分

矢代田の一部

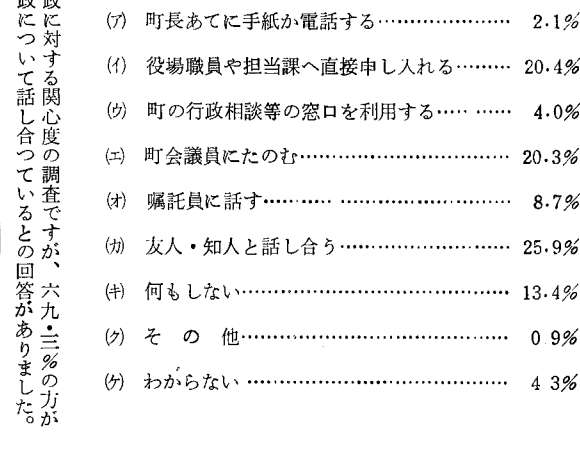
金山

(東北電力新津営業所)

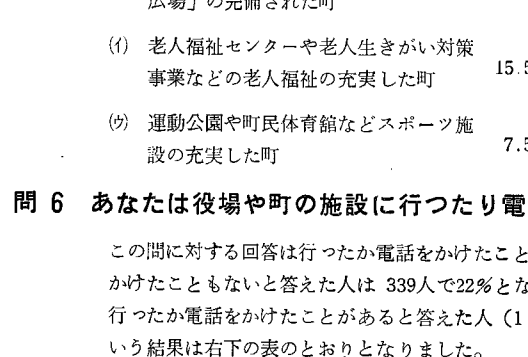
問3 あなたは町政について家族や知人あるいは近所の人たちと話し合うことがありますか



問4 あなたは町政について不満や要望があるときはどうしますか



問5 あなたは今後の小須戸町をどのような町にしたいと思いますか



問6 あなたは役場や町の施設に行つたり電話をかけたことがありますか

この間に対する回答は行つたか電話をかけたことがあると答えた人は1,199人で78%、行つたことがなく電話もかけたこともないと答えた人は339人で22%となりました。

行つたか電話をかけたことがあると答えた人(1,199人)でそのとき対応した職員の態度をどう感じましたか?という結果は右下の表のとおりとなりました。

問7 あなたは町が発行しておる広報紙はどの程度読んでいますか

